

2009年度国際法学会春季研究大会 報告要旨

(午前の部－1)

域外行為に対する刑事管轄権行使の国際法上の位置づけ

竹内真理 (岡山大学准教授)

国家は領土を権原として、自国領域内のすべての行為について管轄権を行使する権限を有する。他方で、域外での行為については、何を根拠としてどの範囲で管轄権を行使できるかが問題となる。刑事法分野におけるこの問題については、一般に、国内法に共通した法の一般原則として属地主義、属人主義、保護主義が、また条約に基づいて普遍主義が立法管轄権の根拠として認められるとされる。これ以外に立法管轄権の根拠があるか、また管轄権相互の重複をどう調整すべきかについては、あまり論じられてこなかったが、刑事法分野においては、自然人を規制の対象とする限りにおいて、執行管轄権を行使するのは一国のみであり、また侵害行為地国以外は管轄権行使に消極的なことが多いため、立法管轄権の根拠や重複の問題は、それほど顕在化しなかった。

しかしながら、重大な人権侵害に関わる分野における刑事司法積極主義の潮流の中で、条約規則を超えるような普遍主義に基づく管轄権を活用する国が登場し、時として国際的な軋轢を引き起こしていることから、改めて管轄権の根拠や重複の問題が認識されるに至っている。当初はベルギーのように広範な不在型管轄権を行使する国があったことから、そもそもこのような管轄権行使を許容する規則が慣習法上成立しているかという観点から議論が行われていた。もっとも最近では自国民が被害者であるとか、被疑者が国内に住所を有しているなど、自国との何らかのつながりを根拠にして管轄権を行使する国が増えており、したがって問題は、一見して重複する管轄権相互の関係をどう把握し、それをどう調整するかに移りつつあるといえる。この点につき、従来は、刑事法を含む公法一般における管轄権行使を主権的権能の行使と捉え、主権相互の関係を調整する規則としての内政不干涉原則が適用されると考えられてきた。かかる包括的なアプローチにおいては、管轄権の根拠を有する国家のうちのいくつかは、条約や慣習法規則によって訴追の義務を課されている国家であるという刑事法に特有の事実が、必ずしも意識されてきたとはいえない。他方で、国際刑事法分野においては、訴追の義務と普遍管轄権の問題とが独立して議論されてきており、両者の関係が理論的に整備されているとはいえない。

本報告では、こうした問題意識に基づいて、訴追の義務と普遍管轄権についての一般的な議論を整理した上で、刑事司法の一連の過程において、管轄権が重複する場面を具体的に抽出し、かかる過程において訴追の義務を負っている国家の存在がどのように考慮されるのかを整理する。こうした作業を通じて、侵害行為者個人を媒介として訴追義務を負う国家と管轄権を主張する国家とがどのように対峙するか、という観点から刑事管轄権行使の位置づけをとらえなおす手掛かりを得たいと考えている。

(午前の部－２)

米国特許法における域外適用規定

出口耕自（上智大学教授）

周知のように、平成 14（2002）年カードリーダー事件最高裁判決（民集 56 巻 7 号 1551 頁）においては、米国特許法の域外適用が問題となった。最高裁は、以下のように判示する（傍点および [] は筆者）。

「特許権に基づく差止め及び廃棄請求の準拠法は、当該特許権が登録された国の法律であると解すべきであり、本件差止め請求及び本件廃棄請求については、本件米国特許権が登録された国であるアメリカ合衆国の法律が準拠法となる。」米国特許法「271 条(b) 項、283 条によれば、本件米国特許権の侵害を積極的に誘導する行為については、その行為が我が国においてされ、又は侵害品が我が国内にあるときでも、侵害行為に対する差止め及び侵害品の廃棄請求が認容される余地がある。」しかし、米国特許法の上記各規定を適用して「差止め又は廃棄を命ずることは、法例 33 条 [法の適用に関する通則法 42 条] にいう我が国の公序に反するものと解するのが相当であるから、米国特許法の上記各規定は適用しない。」

上記の「余地がある」という表現からして、最高裁は、米国特許法の域外適用について同法の解釈を十分に確認しているとはいいたい。最高裁によれば、この域外適用が肯定されとしても公序に反するのであるから、域外適用の可否について厳密な解釈確認は必要ないというのであろう。

しかし、国際私法上の公序については、その発動に極めて慎重でなければならず、準拠外国法の適用の結果が、わが国の私法的社会生活の秩序を害するにいたることが公序発動の要件とされている。そうすると、公序の発動にあたっては、準拠外国法の確定および解釈を十分に行ったうえで同法の適用結果を審査しなければならないはずである。カードリーダー事件においても、米国特許法の解釈が詳細に検討されたうえで、本件における米国特許法の域外適用の可否、並びに、肯定される場合における域外適用の具体的内容が明らかにされるべきではなかったか。このような問題意識を契機として、本報告は、米国における特許法の域外適用に関する議論を検討しようとするものである。

米国における特許法の域外適用に関する議論は、以下のような対立を背景として複雑な様相を呈している。

第 1 に、基本的な考え方の対立である。すなわち、米国特許法の域外適用については、属地主義を前提にした厳格なアプローチと効果理論を前提にした柔軟なアプローチとが存在する。判例においては、両方のアプローチが事件に応じて使い分けられ、判例法理には一貫性がないとさえいわれる。

第 2 に、連邦最高裁と連邦議会の対立である。すなわち、連邦最高裁は、米国特許法の域外適用に極めて消極的であり、そのことは、域外適用禁止の推定という法理に現れている。これに対して、連邦議会は、米国特許法の域外適用にかなり積極的であり、そのことは、米国特許法 271 条(f) 項(g) 項などの域外適用規定の制定に現れている。

報告においては、米国特許法 271 条(f)項に関する 2007 年 A T & T 事件連邦最高裁判決(127 S. Ct. 1746) を主たる素材として、米国における特許法の域外適用に関する議論を整理し、米国特許法の解釈を再検討してみたい。

(午後の部－1)

人間の安全保障と国際安全保障の相克

吉川 元 (上智大学教授)

20 世紀初頭から今日に至るまで、戦争を予防し、恒久平和を創造しようとする国際安全保障論の思想的系譜は変遷をたどった。これまでに、集団安全保障による平和、経済国際主義(相互依存論)による平和、相互理解による平和、軍縮による平和、戦争の法的禁止による平和等々、様々な平和論が試されてきた。この間、戦争(武力行使)の様式も、変容した。戦争の機械化によって戦争は総力戦となり、そして多国間戦争となった。二度の世界大戦、そして「冷戦」というイデオロギー対立を経て、国家間の戦争は確かに減少した。この間、国内の戦争も、イデオロギー戦争(統治戦争)から民族の戦争(領域戦争)へと移った。そして国際の平和と安全の追求は、単に国家間戦争の防止から、人権尊重、法の支配、民主制といった国家統治のあり方まで国際安全保障と結びつける、新しい国際安全保障観が芽生えつつある。

こうした国際安全保障の歴史的変容の中で見落とされてきた点の一つが、国際平和と人間の安全の関連性である。20 世紀を通して戦争の犠牲者数を上回る数の人々が、政府による民衆殺戮、すなわち権力の戦争の犠牲になった。人間の解放を唱え、人種平等を唱え、民族の解放を唱えてきた社会主義諸国において、そして反人種主義と植民地独立闘争を戦い、人権尊重と民族の解放を唱えてきたアジア・アフリカ独立諸国の多く国において、自由は否定され民主制度は発展せず、そして人民の多くが権力の戦争の犠牲になった。

権力の戦争の犠牲者の多さもさることながら、こうした悲劇が国際平和と安全の追求の影で発生していたことに注目したい。20 世紀後半になると、国際安全保障上の理由から、マイノリティ問題は封印された。そして国連を中心とした人権尊重の国際化の動きに抗う国際規範が形成されていった。自決権、領土保全、内政不干渉の国際関係原則は、国内統治のあり方を問わない国際関係規範となり、普及していった。それが、核時代の黎明期に重なったことから、国際社会は不戦の平和を追求し、そして平和共存体制の確立を目指し、しかも相次ぐ植民地の独立で国家数が増大し、国際政治の力関係において、友好国の数の多さがものをいう時代になった。こうした国際政治の構図が、自決権、領土保全、内政不干渉の諸原則をして民主殺戮を看過する国際関係規範化に貢献して、権力の戦争を容易にしたのである。本報告では、以上の諸点を実証的に論じていく。

(午後の部－２)

不干涉原則における jurisdiction (compétence) 概念の意味 —客観法・主観法の議論枠組の視点から—

藤澤巖 (千葉大学准教授)

学説上一般に、国際法上の不干涉原則は二つの要件事実から構成されると捉えられている。一つは一国による他国に対する強制行為 (coercion) である。そしてもう一つは、この強制行為が、他国の「国内管轄＝国家権限 (domestic jurisdiction, compétence nationale)」事項における当該他国の一定の行為 (作為または不作為) を対象とすることである。ここで「国内管轄＝国家権限」とは、国際法によって国家の裁量にゆだねられた権能として理解されている。そこではその反面として、国際法によって羈束された国家権能については、国際法に即した行動を強制することは許容されることが、含意されている。

しかし現実の国際実行においては、この「国内管轄＝国家権限」の概念は必ずしも定着していない。例えば、国際連合総会による友好関係原則宣言の不干涉原則規定は、たしかにその表題では「国内管轄＝国家権限」について言及しているが、その本文においてはこの概念を用いていない。また、干涉についての国際司法裁判所のリーディングケースと考えられるニカラグア事件本案判決においても、不干涉原則を定式化する際に「国内管轄＝国家権限」の概念に一切触れていない。「国内管轄＝国家権限」の概念は、学説では不干涉原則の要件として一般に受容されているにもかかわらず、国際実行ではその言及が回避されているように思われるのである。

なぜ実行において「国内管轄＝国家権限」の概念が受容されていないのかを明らかにすることは、報告者の能力を超えている。そこで本報告では、この問題の予備的考察として、「国内管轄＝国家権限」の概念導入の意味について、多少なりとも従来の議論よりも立ち入った検討を試みたい。

近年の学説では、「国内管轄＝国家権限」の例として国内政体を選択する「権利」が挙げられるように、「権限」と「権利」とは、互換的または両立的なものと捉えられている場合が多い。しかし、「権限」概念導入の経緯をたどると、その理論上の意義は、むしろ、両概念の相互排他性を前提として「権利」概念を排除することであり、その背景には、客観法 (Das objektive Recht 法命題) と主観法 (Das subjektive Recht 権利義務関係) の相互関係という問題関心が存在した形跡がある。本報告では、ケルゼン (Hans Kelsen) およびフェアドロス (Alfred Verdross) の議論を検討することにより、この点を明らかにしたい。